

ふくしまICT利活用推進協議会会則

(名称)

第1条 本会は、「ふくしまICT利活用推進協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、福島県における産・学・官が協力、連携し、県全体の高度情報化の推進を図り、もってICTを利活用した県民生活の向上や産業振興など地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 高度情報化に関する普及・啓発事業
- (2) 高度情報化に関する調査・研究事業
- (3) ICT利活用に関する交流活動事業
- (4) 地域情報化活動に対する支援事業
- (5) ICT利活用に関する情報提供事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 本会は、普通会員と特別会員をもって構成する。

- 2 普通会員は、本会の目的に賛同する、各種団体、民間企業、NPO、個人事業主及び地方公共団体等のうち、会長の承認を得た者とする。
- 3 特別会員は、会長が本会の目的達成のため特に必要と認めた者とする。

(役員)

第5条 本会は、役員として、会長1名、副会長若干名及び監事2名を置く。

(役員を選出)

第6条 役員は、総会において選任する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、本会の会計を監査し、必要に応じて会長に意見を述べるができる。

(総会)

第9条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が特に必要と認める場合は、臨時総会を招集することができる。

- 2 通常総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び収支予算

- (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 会則及び細則の改正
 - (4) その他協議会に関する重要な事項
- 3 総会の議決は、出席者の過半数の賛同により決する。
 - 4 総会においては、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が欠席の場合は、予め会長が指名する者が議長となる。
 - 5 監事は、総会において、意見を述べることができる。

(運営委員会)

第10条 本会に、会長が委嘱する運営委員若干名を置き、運営委員会を構成する。

- 2 運営委員会に、運営委員長を置き、会長がこれを指名する。
- 3 運営委員会は、必要に応じ会長が招集し、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付すべき事項
 - (2) 会運営に関する事項等の企画及び立案
 - (3) その他必要と認める事項
- 4 運営委員会においては、運営委員長が議長となる。ただし、運営委員長が欠席の場合は予め運営委員長が指名する者が議長となる。
- 5 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。賛否同数のときは、議長がこれを決する。
- 6 運営委員会は、運営委員長が適当と認める場合には、書面により議決することができる。

(部会)

第11条 本会の目的を達成するため、会長は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の構成及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の意見を聴き会長が別に定める。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第13条 本会の事業を遂行するために必要な経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会費については、別に定める。

(事務局)

第14条 本会の事務局は、福島県企画調整部情報政策課に置く。

- 2 事務局に、事務局長、事務局次長及び職員若干名を置く。
- 3 事務局長は、情報政策課長をもって充てる。
- 4 事務局次長は、情報政策課総括主幹をもって充てる。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

- 1 この会則は、本会の設立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立の日から平成3年3月31日までとする。

(附則)

この会則は、総会の承認のあった日（平成12年6月19日）から施行する。

(附則)

この会則は、総会の承認のあった日（平成14年6月19日）から施行する。

(附則)

この会則は、総会の承認のあった日（平成15年6月17日）から施行し、平成15年4月1日から適用する。

(附則)

この会則は、総会の承認のあった日（平成18年7月6日）から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(附則)

この会則は、総会の承認のあった日（平成20年6月5日）から施行し、平成20年4月1日から適用する。

この会則は、総会の承認のあった日（平成26年6月6日）から施行し、平成26年7月1日から適用する。

この会則は、総会の承認のあった日（平成30年9月3日）から施行する。

この会則は、総会の承認のあった日（令和2年6月5日）から施行し、令和2年7月1日から適用する。

ふくしまICT利活用推進協議会会計細則

(目的)

第1条 この細則は、会則第14条の規定に基づき、本会の会費及び会費の徴収手続等を定める。

(会費)

第2条 普通会員は、次の区分による会費を納入する。

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 県 | 年額 10口 (10万円) |
| (2) 市 | 年額 3口 (3万円) |
| (3) 町村 | 年額 1口 (1万円) |
| (4) NPO、個人事業主 | 年額 1口 (1万円) 以上 |
| (5) 団体、企業等 | 年額 3口 (3万円) 以上 |

(会費の請求)

第3条 会費を徴収しようとするときは、会長名をもって、該当口数に相当する金額を明記した請求書を送付して行うものとする。

(附則)

平成16年度の会費から、第2条第1号中「10万円」とあるのは「90,000円」と、同条第2号及び第4号中「3万円」とあるのは「27,000円」と、同条第3号中「1万円」とあるのは「9,000円」とそれぞれ読み替えるものとする。

(附則)

平成17年度の会費から、第2条第1号中「10万円」とあるのは「73,000円」と、同条第2号及び第4号中「3万円」とあるのは「21,900円」と、同条第3号中「1万円」とあるのは「7,300円」とそれぞれ読み替えるものとする。

(附則)

平成19年度の会費から、第2条第1号中「10万円」とあるのは「69,000円」と、同条第2号及び第4号中「3万円」とあるのは「20,700円」と、同条第3号中「1万円」とあるのは「6,900円」とそれぞれ読み替えるものとする。

(附則)

平成20年度の会費から、第2条第1号中「10万円」とあるのは「65,000円」と、

同条第2号及び第4号中「3万円」とあるのは「19,500円」と、同条第3号中「1万円」とあるのは「6,500円」とそれぞれ読み替えるものとする。